

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2025000402 ふくしま森林再生事業 森林整備等 （鹿島区 5 0 林班外）総合管理業務委託
	履行場所	南相馬市鹿島区上栃窪地内
	種 類	業務委託
	概 要	森林整備業務の総合管理業務 森林整備 A=46.85ha (内訳) (保育間伐) A=17.67ha (利用間伐) A=23.74ha (人工林整理伐) A=0.88ha (更新伐) A=4.56ha 放射性物質拡散防止対策 丸太筋工 L=425m
相 手 方	名 称	福島県森林組合連合会
	代 表 者	代表理事会長 田子 英司
	所 在 地	福島県 福島市 中町 5 番 1 8 号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	☒ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本業務は、ふくしま森林再生事業 森林整備等（鹿島区 5 0 林班外）業務委託の総合管理業務である。当該業務においては、年度別事業実施計画の作成業者（福島県森林組合連合会）が森林整備等の設計内容を熟知しており、最も効率的に業務を行うことができるため、当該業者と随意契約するものである。	
工事等担当課名 〔 農林水産部農林整備課 〕		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 2025000502 令和7年度農業用機械格納庫（鹿島区檜原）新築工事監理業務委託
	履行場所	南相馬市鹿島区檜原字竹花 地内
	種類	業務委託
	概要	監理業務 農業用機械格納施設 ・構造：木造 平屋 （屋根：木造 トタン葺き） ・所要室：農業機械格納庫、車庫 182㎡
相 手 方	名称	株式会社山口建築設計事務所
	代表者	代表取締役 吉田 優
	所在地	福島県 郡山市 八山田四丁目9番地
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	☒ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本業務は令和7年度農業用機械格納庫（鹿島区檜原）新築工事の工事監理業務である。 当該業者は、「令和6年度農業用機械格納庫（鹿島区檜原）新築工事設計業務委託」の受託業者であり、納入を予定している農業用機械を含め、事業全体の詳細について熟知している。さらに、農業用機械の納期の関係上、格納庫完成を早期に遂行する必要があるため、本業務の早期遂行に必要な知見を有する唯一の業者であることから、随意契約とする。	
工事等担当課名 [農林水産部農政課]		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2025000511 下太田地区園芸施設整備事業出荷調製作業所建設工事監理業務委託
	履行場所	南相馬市原町区下太田字榎町 地内
	種 類	業務委託
	概 要	監理業務 出荷調製作業所 166㎡ 木造 平屋建て 1 棟 (出荷調製作業室、事務室、製品倉庫他)
	相 手 方	名 称 株式会社明石設計事務所 代 表 者 代表取締役 明石 茂樹 所 在 地 福島県 福島市 泉字熊野 1 8 番地の 1
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	■ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本業務は「下太田地区園芸施設整備事業出荷調製作業所建設工事」の工事監理業務である。当該業者は、「下太田地区園芸施設整備事業建築実施設計業務委託」の受託業者であり、事業全体について熟知している。 本業務委託の遂行に必要な知見や技術を有すること、期間内での履行が可能な唯一の業者であることから随意契約とする。	
工事等担当課名 [農林水産部農政課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2025000526 河川改修事業関連河川横断基本設計（笹部川）業務委託
	履行場所	南相馬市原町区大木戸字東方地内外
	種 類	業務委託
	概 要	水道配水管河川横断基本設計 1式 ○小口径推進基本設計 1式 ○水管橋基本設計 1式 ○関係機関との協議 1式 ○協議打合せ 1式
相 手 方	名 称	株式会社東コンサルタント 相双支店
	代 表 者	支店長 藺部 仁一
	所 在 地	南相馬市 原町区北町 4 7 8 - 1
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	☐ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☒ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 当該業者は今回予定している河川改修区間の設計に関して、福島県が事前に実施している委託業務を受託しており現場を把握している。 また、市、県との河川協議にも参加しており、状況を把握している。 このことから、現地調査、設計業務等を一部省略することが可能であり、工期の短縮、経費の節減ができることから随意契約としたい。	
工事等担当課名 〔 建設部水道課 〕		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 2025000681 泉官衙遺跡史跡公園園内施設整備工事監理業務委託
	履行場所	南相馬市原町区泉字寺家前地内
	種類	業務委託
	概要	監理業務 現地立会監理 8項目 設計調整 1式 土木・設備工事書類検収、精算設計 1式 案内解説板グラフィック監理 1式 工事監理報告書 1式
相 手 方	名称	有限会社ウッドサークル
	代表者	代表取締役 中田 英史
	所在地	東京都 中央区 日本橋人形町二丁目16番2号4階
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	☒ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本業務は、泉官衙遺跡史跡公園園内施設整備工事において、郡庁院の遺構表現を内容とする対象施設の機能が確保されるとともに、地下の文化財に影響のないように管理を行うものである。 当該業者は、令和5年度泉官衙遺跡郡庁院造園的整備実施設計の受注業者であり、当該史跡の特性に精通することから、郡庁院の遺構表現を正しく行うよう監理することができ、当該地区で実施される工事に伴う遺跡の保全・保存管理を確実に履行することができる唯一の業者であることから、随意契約とする。	
工事等担当課名 〔 教育委員会教育委員会事務局文化財課 〕		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。